

屋外広告物講習会開催要領

本県では、平成18年4月1日から屋外広告業の登録制を導入しており、登録の要件として営業所ごとに**業務主任者**を置くことを義務付けています。
このため、「屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させる」ことを目的として、「**屋外広告物講習会**」を開催します。

- **業務主任者**とは、営業所ごとに置かれ、広告物の表示・設置に関する法令の規定の遵守その他その営業所における業務を適正に運営するために必要な業務を行う者をいいます。
業務主任者となれる者は、①から⑥までのいずれかに該当する者に限られています。
- ① 佐賀県が開催する「**屋外広告物講習会**」の課程を修了した者
 - ② 他の都道府県、政令指定都市又は中核市が行う屋外広告物に係る講習会の課程を修了した者
 - ③ 屋外広告士
 - ④ 広告美術科の職業訓練修了者
 - ⑤ 広告美術科の職業訓練指導員免許所持者
 - ⑥ 広告美術仕上げの技能検定合格者

◎期日及び場所

〔日 時〕 令和7年（2025年）10月27日（月）10：00 ～ 15：45
〔場 所〕 佐賀県庁 旧館4階 正庁
（佐賀市城内一丁目1番59号）

◎講習会の内容及び受講課程の一部免除

日 程	時 間	内 容
令和7年 10月27日（月）	9:30～10:00	受 付
	10:00～10:05	開会
	10:05～12:05	広告物に係る法令に関する説明
	(12:05～13:15)	休憩
	13:15～14:45	広告物の表示の方法に関する事項
	15:00～15:40	広告物の施工に関する事項
	15:40～15:45	閉会（修了書交付）
〈受講の一部免除〉 次に掲げる方は、「広告物の施工に関する事項」を受講しないことができます。 ○ 「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」 ○ 「第1種電気工事士」、「第2種電気工事士」 ○ 「第1種電気主任技術者」、「第2種電気主任技術者」、「第3種電気主任技術者」 ○ 「帆布製品製造科の職業訓練修了者」、「帆布製品科の職業訓練指導員免許所持者」、「帆布製品製造の技能検定合格者」 ○ 「屋外広告業の5年以上の実務経験者」		

◎受講の申込み

- ① 令和7年（2025年）10月10日（金）までに、所定の様式（屋外広告物講習会受講申込書）により佐賀県まちづくり課に提出してください。申込書は県HPからダウンロードするか、佐賀県まちづくり課にお問い合わせください。

なお、定員（30名）になり次第締め切ります。

② 受講料

申込書に、2,000円（受講の一部免除を受けた方は1,500円）の佐賀県収入証紙（収入印紙ではないのでご注意ください。）を貼ってください。

講習会の課程の一部免除を受けようとする方は、受講申込みをする際に、受講の一部免除に該当することを証する書面（資格証等の写し、屋外広告業5年以上の実務経験者の場合は実務経験を証明する就業証明書等）を申込書に添えて申請してください。

なお、一度納付された受講料は還付しません。

◎注意事項

- ※ 受験票等はありません。定員に達し受講できない場合のみ、事前にご連絡します。
- ※ 当日、10時00分までに受付をしてください。
- ※ 受講に関しては、遅刻・早退等はできません。
- ※ この受講に関する問い合わせは、佐賀県まちづくり課景観担当へお願いします。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

T E L 0952-25-7326 F A X 0952-25-7314

e-mail machizukuri@pref.saga.lg.jp

駐車場案内図

